平成２９年（フ）第３９５号
北九州市小倉北区赤坂４丁目14番１―404号
債務者　大池　育子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４２２号
北九州市八幡東区前田３丁目11番20―603号
債務者　明神　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４２８号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番18―201号
債務者　住田　　優
1　決定年月日時　平成29年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４３７号
北九州市八幡西区下上津役１丁目２番３―704号
債務者　柳　　聡子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４４４号
北九州市戸畑区新池３丁目11番25号
債務者　西山　　勇
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３３号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷28番地１　ＡＰＲ310Ⅲ　Ｂ号、旧住所岩手県奥州市水沢区上姉体２丁目10番地３
債務者　八重樫祐功
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３７号
岩手県奥州市江刺区南町６番27号　南町レジデンス　101号室
債務者　滝田　　聡
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第３９号
岩手県奥州市衣川区後滝の沢24番地
債務者　千葉美知子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第４０号
岩手県奥州市江刺区広瀬字上西風140番地
債務者　高橋　幸恵
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７５号
松江市堂形町606番地１　ＮＥＷ・ＡＴＡＧＯＳＩＴＡ・Ａ101号、前住所松江市春日町311番地１　セジュリーＩ・101号
債務者　本村　拓也
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５４号
釧路市芦野１丁目12番21号　アーバンハイツ２号室
債務者　苅山季美江
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７８６号
埼玉県川口市北原台２丁目３番18号　県営川口行衛団地１―503号
債務者　後藤　朋美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
埼玉県草加市原町３丁目16番２―101号
債務者　安井　邦子
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
大阪府阪南市尾崎町６丁目２番10―405号
債務者　中村　剛志
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地３棟502号、前住所大阪府泉南市信達市場893番地の３サンハイツ和泉砂川1112号
債務者　中道　康弘
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
大阪府貝塚市橋本35番地１　ドミールタチバナ橋本207号
債務者　大崎　憂美
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３２２号
大阪府貝塚市橋本789番地14号
債務者　松本　剛典
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係